

我が国の農業政策と国際的な食料価格高騰

～ 第 169 回国会における農林水産委員会の論議と決議 ～

農林水産委員会調査室 おおかわ あきたか
大川 昭隆

1. はじめに

第 169 回国会の衆参両院における農林水産委員会においては、

- ・ 「農業者戸別所得補償法案（第 168 回国会参第 6 号）」の審議
- ・ 世界的な原油価格や食料価格の高騰が国内農業や漁業に与える影響とその対策
- ・ 平成 19 年産米の過剰作付けを踏まえた平成 20 年産米生産調整の強化
- ・ 米の需要拡大に向けた稲発酵粗飼料・飼料用米の生産増加や米粉利用への取組
- ・ WTO（世界貿易機関）及び E P A（経済連携協定）の交渉状況とその対応
- ・ 平成 20 年 1 月の中国産冷凍餃子による中毒事件及び 4 月の米国産輸入牛肉への特定危険部位の混載事例の発生など輸入食品の安全性確保への対応
- ・ 京都議定書における森林吸収目標の達成に向けた森林整備事業の推進
- ・ 調査捕鯨に対する妨害活動への対応

などを中心に議論が交わされた。

本稿では、農業者戸別所得補償法案の審議と、委員会で採択された 4 つの決議（いずれも全会一致）を中心に、両院の委員会における主な議論を紹介する。

2. 農業者戸別所得補償法案の審議

（1）審議経過

国は、平成 19 年 4 月から、水田作・畑作などの土地利用型農業におけるぜい弱な生産構造を改善し、国際競争力を有する農業経営体を育成することを目的とした水田・畑作経営所得安定対策¹を実施した。

これに対し、民主党は、第 168 回国会の 19 年 10 月 18 日、参議院に農業者戸別所得補償法案を提出した。これは、同年 7 月に行われた第 21 回参議院議員通常選挙時に民主党が掲げた政権公約（マニフェスト）の 3 つの約束の一つである（農業者）戸別所得補償制度を法案化したもので、その内容は、原則としてすべての販売農家を対象に、農産物の生産費と販売価格との差額を基本とした交付金を交付することにより、農家ごとに所得補償を行おうとするものであった²。

第 168 回国会では、19 年 11 月 8 日に参議院農林水産委員会で可決、翌 9 日に参議院本会議で可決された。その後、衆議院に送付され、12 月から衆議院農林水産委員会で審議入りしたが、採決に至らず、継続審議となっていた。

第 169 回国会では、衆議院農林水産委員会で審議が再開された後、20 年 5 月 8 日に同委

員会で否決され、また、翌9日の衆議院本会議においても否決された。なお、この法案は野党提出の議員立法ではあったが、審議時間は両院を通じ30時間近くにも及ぶとともに、水田・畑作経営所得安定対策と農業者戸別所得補償制度の両制度を比較しながら、どちらがより、農業・農村が抱える問題を解決できるものであるのか、食料自給率の向上に資するものであるのか、また、農業の構造改革の推進手法やスピード感など、与野党間で農業政策の基本方針をめくり真剣な議論が展開された。

(2) 主な論議

委員会審議を通じ、国内農業が、農業従事者の減少と高齢化により生産構造がぜい弱化していること、また、これに伴い耕作放棄地の増加や農地・農業用水の維持管理の困難化など厳しい現状に直面していること、その中で、国際競争力のある農業構造を構築していかなければならないこと、他方、小規模農家や高齢農家は農業のみならず地域社会の一員としても重要な役割を果たしていることについて、委員間の認識は一致していた。

しかし、直面する課題にどのような手法で臨むのかについては、与野党間で政策の入り口段階での基本的な考え方が異なっていた。国の水田・畑作経営所得安定対策は、一定の経営規模の農業経営体に支援を集中することで国際競争力を有する農業の担い手を育成するものであり、一方、農業者戸別所得補償制度は、支援対象を経営規模で限定せずに幅広く支援することにより、まずは疲弊している農村地域全体の底上げを図り、そこから農家自らが農業や農村の在り方を考えていくことを支援するものである。この点について、委員会審議の中で合意点を見出すことはできなかった。

農業者戸別所得補償法案について、賛成の立場からは、

- ・ すべての販売農家、そして多様な農産物を支援対象とすることで、農村地域の維持や底上げを図ることができる制度設計となっていること
- ・ 生産数量の目標に従って米・麦・大豆などを生産する農家に農業者戸別所得補償金を交付する仕組みのため、確実に食料自給率の向上に寄与するものであること
- ・ 農業者と二次・三次産業の事業者が協同して行う取組を支援していきながら農業・農村の構造改革を行うものであり、農業・農村の実態に即していること
- ・ 農地の有する多面的機能も農業者戸別所得補償金の交付要素の一つとしていることから、地球温暖化防止に寄与するものであること

また、反対の立場からは、

- ・ 法案の実施経費1兆円の積算根拠を始め、支援対象となる農産物の範囲、生産数量目標に関する設定・配分の考え方やその実施状況の確認方法、そして補償単価の水準など、法律を執行する上で必要な具体的内容を伴っていない法案であること
- ・ 現状の農業生産構造を容認するものであるため、零細な農業構造を固定化し、農家の努力と工夫を阻害する懸念があること
- ・ すべての販売農家を支援対象とすることにより、どのような将来展望が開かれるのか明らかでなく、かえって、日本の農業の将来を危うくするおそれがあること

などの見解が示された³。

3. 国際的な食料価格高騰問題に関する決議

国際的な食料の需給ひっ迫及び価格高騰問題への我が国の対応に関する決議（要旨）

（参議院農林水産委員会 20.6.10）

昨今の国際的な食料需給のひっ迫等にかんがみ、食料自給率向上の取組の一層の強化を図ること。

ミニマム・アクセス米の輸入については、平成 6 年 5 月 27 日の政府統一見解に基づき適切に対応すること。

北海道洞爺湖サミットにおいて、アフリカ諸国等途上国に対する食料の需給ひっ迫・価格高騰問題への緊急的な支援、気候変動や原油価格高騰問題等を含めた包括的な枠組みによる抜本的な対応策を提案すること。

食料輸出規制の発動に当たっての国際ルールの明確化及び実効性のある規律強化策について、国際的合意を得るため、WTO 農業交渉等の場での働きかけを強めること。

穀物を原材料とするバイオ燃料の増産に当たっては、食料・飼料供給との適切なバランスに配慮することが各国共通の取組となるよう、北海道洞爺湖サミットをはじめ、国際会議の場等で積極的に働きかけること。

途上国の食料問題に対する我が国の具体的施策として、アフリカなど途上国の自立的な開発促進の支援、農業の生産性向上・生産性拡大のため、農業分野の基盤整備や人材育成、研究開発等の支援を実施すること。

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案に対する附帯決議（要旨）

（参議院農林水産委員会 20.5.20）

穀物を原材料とするバイオ燃料の生産については、食料不足や飼料価格上昇等の弊害が指摘されていることにかんがみ、食料・飼料生産との適切なバランスに配慮した取組が各国でなされるよう、我が国としても国際会議等を通じて積極的な働きかけを行うこと。

稲わら・間伐材など食料供給と競合しないセルロース系の原材料からバイオエタノールを低コストで製造する技術開発について、政府一体となり、重点的、迅速に進めること。

穀物の国際価格上昇や熱帯雨林等の大量破壊を招くおそれのあるバイオ燃料の輸入を極力避け、国産バイオ燃料の生産を大幅に拡大する施策を進めること。

農林水産業から生ずる残さのバイオ燃料としての利活用を促進する施策を進めること。

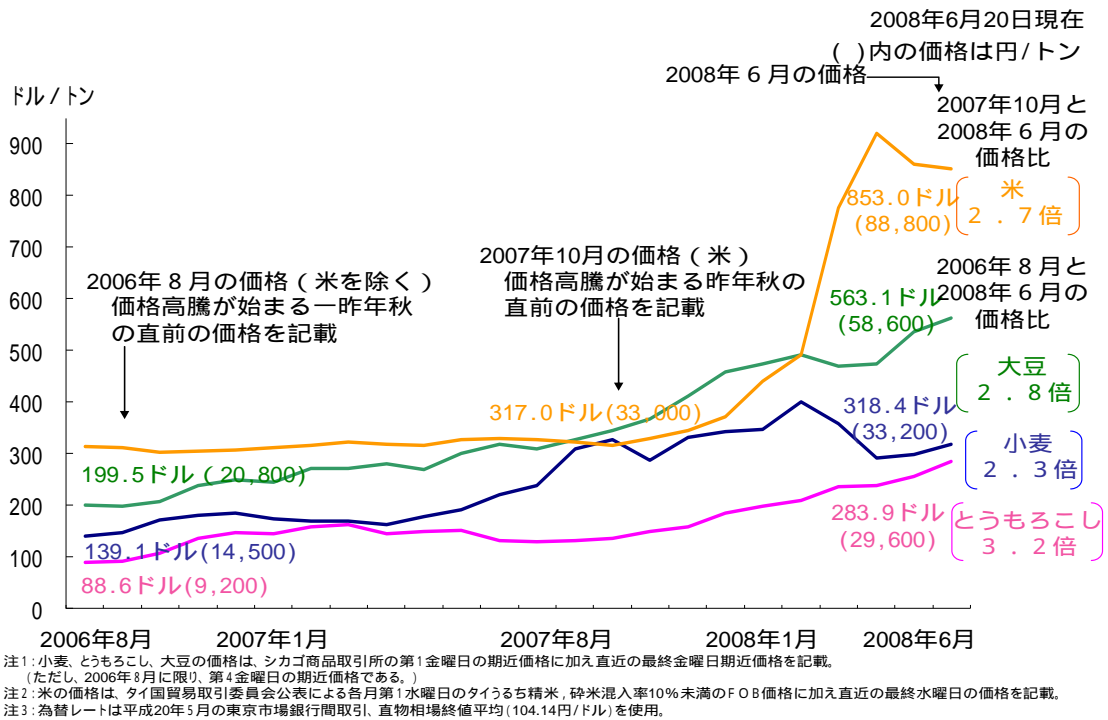
（1）決議の背景

最近の国際的な食料をめぐる情勢について、途上国を中心に、人口増加による大幅な穀物需要量の増加と、所得向上に伴う畜産物・油脂類の需要急増に対応する必要性が増大しつつあること、バイオ燃料需要の増大により、国家間、市場間（食料用とエネルギー用）農業と工業間の3つのステージで、原料となる穀物の争奪が強まりつつあること、地球温暖化の進行による大規模な気象変動や砂漠化、栽培適地の変化などが世界の農業生産に悪影響を及ぼす懸念があること等が指摘されている⁴。

このように、現在、世界の食料需給構造は大きく変化しているところであるが、そこに米国のサブプライムローン問題等を契機に、投機資金の流入や食料輸出国による輸出規制措置の発動などが加わり、平成 18 年秋ごろから上昇し始めていたとうもろこしなどを始めとする穀物の国際市場価格が 19 年末から 20 年にかけて急騰し、食料情勢をめぐる懸念は世界的な食料価格の高騰という形で現れた（図参照）。

これが、食料を輸入に依存する途上国を中心とした暴動や社会不安を招き、世界的な「食料危機」の様相を呈するに至った。この食料価格高騰問題の解決に向けて、「世界の食料安全保障に関するハイレベル会合（食料サミット）」（平成 20 年 6 月 3 日～5 日、FAO（国際連合食糧農業機関））が開催されるとともに、「北海道洞爺湖サミット」（同 7 月 7 日～9

図 主要農産物の国際価格の動向



(出所) 農林水産省資料(平成20年6月27日開催の第4回「販売」を軸とした米システムのあり方に関する検討会配付資料)

日)においても主要議題の一つとして取り扱われた。

決議では、政府に対し、国際的な食料需給の不安定化が世界の平和・共存を脅かすことにならないよう、北海道洞爺湖サミットでの討議等を通じ、我が国が国際的なリーダーシップを発揮して、世界各国の農業生産の強化を基本とした食料安全保障の確立に向けた取組を世界に発信していくことを求めた。

(2) 主な論点

ア 食料自給率の向上

委員会では、我が国による農水産物の大量輸入は、世界の食料価格を上昇させる一つの要因であること、また、食料等を輸入するに当たり、一部品目で“買い負け”が起きていることに見られるように、食料輸入が思うようにできない事態が現実が発生していることから、食料自給率向上の必要性が改めて強調された。決議では、食料自給率の向上への取組に関する項目を一番に掲げている。

食料自給率に関して、農林水産大臣からは、食料・農業・農村基本計画(平成17年3月策定)で決定した「平成27年度食料自給率45%」の達成は絶対的な命題であり、財政支援措置も位置付けた上で、具体的な食料自給率向上のための「工程表」を作成するという強い決意が示された⁵。

なお、食料サミットや北海道洞爺湖サミットの宣言では、途上国の食料増産に対す

る支援が表明されるなど、世界は食料増産に向けた体制を整えつつある⁶。

イ バイオ燃料生産と食料・飼料用作物供給との競合

我が国のバイオ燃料生産は緒についたばかりである。この促進を図るため、「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案（バイオ燃料法案）」が成立した（平成 20 年 5 月 28 日公布）。

ところで、穀物の国際市場価格高騰の要因について、農林水産省は、とうもろこしは、米国のバイオエタノール原料需要と世界的な飼料用需要の増大、小麦は、豪州の 2 年連続の干ばつや欧州の天候不順といった気象要因による減産、大豆は、中国の油糧需要の増大や米国でのとうもろこしへの作付け転換による減産を挙げた⁷。

のように、食料・飼料用穀物をバイオ燃料用に使用することについて、食料価格高騰や食料不足を招くものとして、強い批判の声がある。委員会におけるバイオ燃料法案の審議の中でも、バイオ燃料用資源作物の生産拡大に当たっては、食料・飼料用作物供給との競合を避けるべきとの指摘が多く委員からなされた。

これに対して、農林水産大臣からは、国内でのバイオ燃料用資源作物は、現に作物が作付けされていない休耕田や耕作放棄地を利用して生産するものであり、また、バイオ燃料の生産は、技術開発により、食料・飼料と競合しない稲わら、間伐材などのセルロース系の原料の使用に切り替わっていくとの考え方が示された⁸。

委員会では、バイオ燃料法案に関する附帯決議及び食料価格高騰問題に関する決議において、バイオ燃料生産について、各国で食料・飼料生産との適切なバランスに配慮した取組が行われることが必要であるとの委員会としての見解を示し、政府に対して、このことを国際会議等の場で働き掛けることを求めた。

ただし、米国やブラジルなどのバイオ燃料生産国は、バイオ燃料生産が食料価格高騰の要因とは必ずしも言えないと反論している。バイオ燃料の生産及び利用について、食料サミットのハイレベル会合宣言では、「地球規模の食料安全保障の達成及び維持の必要性を考慮に入れたものであることを確保するため、詳細な検討が必要である」と述べ、また、北海道洞爺湖サミットの G 8 首脳声明では、「食料安全保障と両立するものであることを確保し、非食用植物や非可食バイオマスから生産される持続可能な第二代バイオ燃料の開発及び商業化に向けた取組を加速」と述べられており、バイオ燃料生産と食料価格高騰の関係について明確な評価は行われなかった。

また、平成 20 年 7 月 15 日に公表された通商白書 2008 では、小麦ととうもろこしの価格変動要因について「世界全体の期末在庫の予測値の変動のみで説明できる部分の価格が上昇傾向にある中、天候変動による作柄予測や輸出国の輸出規制などの様々な需給要因と投機資金等のテクニカルな要因が複合的に影響して、実績値がそれを大きく上回って上昇している。」⁹と分析し、価格高騰要因に投機資金による影響が相当部分あることを示している。

バイオ燃料生産の在り方については、今後の推移を注意深く見ていく必要がある。

ウ 燃油高騰対策

漁船用燃料である A 重油（燃油）価格は、平成 16 年 3 月（42,500 円 / kl）から上

昇を始め、20年7月(115,400/kI、実勢予測値)には4年前の水準の約3倍に達している。燃油高騰による漁業への影響は、食料価格高騰問題よりも早く顕在化していた。漁船漁業では、元々他産業に比べ生産費に占める燃油の割合が高かったが、燃油価格高騰により、現在では3～4割を占めるまでになっている。

水産庁は、燃油価格高騰対策として、17年度の補正予算で36億円(漁業経営安定特別対策基金)、19年度の補正予算で102億円(漁業用燃油高騰緊急対策基金)の基金を造成し、燃油流通のコスト削減や省エネ操業に対する支援措置をとってきた。しかし、燃油価格は上昇を続け漁業者による自助努力が限界に達しているとして、委員会では、燃油価格の上昇分を漁業者に直接補てんする措置をとるよう要望が出された。

これに対し、水産庁は「燃油高騰の影響は漁業のみならず広く国民全般に及ぶものであるため、漁業者に対してのみ直接補てんを行うことについて国民の理解が得られるのかどうかという点も十分検討していく必要がある」¹⁰という慎重な答弁であった。

4. 畜産物価格等に関する決議

畜産物価格等に関する決議(要旨)

(衆・参議院農林水産委員会 20.2.20)

生産者が意欲を持って取り組めるよう、畜産・酪農政策を確立すること。

配合飼料価格安定制度について、通常補てん基金が財源の上で安定的に運営されるよう万全の措置を講ずるとともに、今後制度の見直しについても検討を行うこと。

加工原料乳生産者補給金単価及び加工原料乳限度数量は、飼料価格の高騰や生乳・乳製品の需給動向などを踏まえて適正に決定すること。チーズ向けの生乳の供給拡大や乳製品等の消費拡大を図ること。

牛肉・豚肉の安定価格及び肉用子牛の保証基準価格は、畜産農家の経営安定に資するよう適正に決定するとともに、畜産農家の経営安定対策の充実・強化を図ること。

飼料の輸入依存体質を転換し、国産飼料に立脚した畜産・酪農経営を確立するため、稲発酵粗飼料や飼料用米の利用拡大など耕畜連携を強力に推進すること。

家畜の繁殖性の向上対策、家畜疾病対策の強化、効率的な飼養管理技術の普及を促進すること。

畜産物価格が上昇せざるを得ない状況について、流通業者や消費者の理解を得るための広報・啓発に努めること。

WTO農業交渉及びEPA交渉に当たっては、我が国の畜産・酪農が今後とも安定的に発展できるよう、適切な国境措置等の確保に向けて、確固たる姿勢で臨むこと。

(1) 決議の背景

農林水産大臣は、法律に基づき、毎年度、加工原料乳の補給金単価(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法)、指定食肉の安定価格(畜産物の価格安定に関する法律)及び肉用子牛の保証基準価格(肉用子牛生産安定等特別措置法)を決定することになっている。委員会では、これら畜産物価格の改定時に併せて委員会審議を行い、特に課題がある場合には、決議という形で委員会の意思を政府に伝え、価格改定に反映させている。

畜産・酪農経営の生産費の中で飼料費が4割を占めることから、配合飼料の主要な原料となるともうもろこしの価格の上昇は経営の大きなひっ迫要因となり、農家の自助努力を超える状況に至っている。なお、飼料価格の高騰に備え「配合飼料価格安定制度」が設けら

れているが、飽くまで一時的な激変緩和措置である。このため、政府は、20年度畜産物価格等の決定に併せ、飼料価格の高騰に対応する緊急対策（総額1,871億円）を決定した。

委員会では、この対策だけでは飼料価格の高騰問題には十分ではないという判断から、決議において、配合飼料価格安定制度の見直しを含む更なる対策を求めた¹¹。

（２）主な論点

ア 配合飼料価格安定制度の見直し

現行の配合飼料価格安定制度は価格高騰時の激変緩和措置であり、配合飼料価格の高止まりは想定されていない。委員会では、農家の負担軽減を図るため、飼料価格の高騰分を直接補てんするなど制度の見直しを行うべきではないかとの意見が出された。

これに対し、農林水産省からは、「配合飼料価格安定制度そのものが他の生産資材にはない特例的な措置であること、原油等の他の生産資材に直接的な国庫補てんは行われていないこと、今以上の補てんを行うと多額の財政負担が必要であること、さらに、生産コスト縮減に向けた生産者の経営努力を阻害するおそれが考えられることなど慎重な検討を要する問題がある」ため、制度の見直しについては、「今後の中長期的な課題として検討していく」¹²との答弁であった。

あわせて、生産費の上昇に関して、国は生産性の向上や自給飼料の増産など生産者が経営体質の強化を図ろうとする自助努力に対して支援を行うが、これだけで生産費上昇の問題は解決できないため、「消費者への理解醸成を図って生産費の上昇が小売価格に適切に反映されるよう、環境づくりに努めたい」¹³という考えも示された。

イ 飼料自給率の向上

飼料価格の高騰問題への対応の一つとして、農林水産大臣は、稲発酵粗飼料や飼料用米の生産を増やし、国産飼料の増産に取り組む方針を明確にした¹⁴。これは、輸入穀物に大きく依存する配合飼料の使用を減らすとともに、休耕田や耕作放棄地の有効活用や米の需要拡大にも寄与するため、食料自給率の向上に対する期待も高い。

しかし、飼料用米の取組は始まったばかりであり、また、稲発酵粗飼料の作付面積はこれまでも助成措置を講じてきたにもかかわらず、大幅な増加は見られない。この要因として、稲作農家側には収穫機械の整備が進んでおらず、畜産農家側もこれらの飼料の受け入れ経験が不足していることが挙げられている。特に、利用に当たっては、耕種農家（稲作農家）と畜産農家との両者間の信頼関係と連携（耕畜連携）がベースになるが、この構築に時間が掛かっているため、農林水産大臣からは、両者の信頼関係の構築につながる支援を実施していく考えが示された¹⁵。

５．米国産輸入牛肉問題に関する決議

（１）決議の背景

米国政府から日本政府に対し、米国産牛肉の輸入条件の柱である月齢制限（20か月齢以下）撤廃の要請がある。日本政府は、平成19年6月～8月にかけて実施された日米専門家による技術的会合による報告書の結果を踏まえ、科学的知見に基づき判断する方針である。

米国産輸入牛肉のせき柱混入問題に関する決議（要旨）

（参議院農林水産委員会 20.5.13）

米国政府に対し、せき柱混入についての早急な原因究明及び的確な再発防止策の実施を要請し、同政府からの誠意ある対応がない場合、牛肉の輸入停止も視野に入れた更なる措置も検討すること。

輸入時検査の強化及び輸入業者に対する検品の徹底を指示し、輸入システムの徹底を図ること。

今後も対日輸出施設における輸入条件の遵守状況及び安全管理体制を定期的に確認すること。

輸入条件の見直しに関する日米間の協議については、米国における B S E 対策の徹底状況等を慎重に見極め、科学的知見に基づいて適切に対応すること。

その報告書は取りまとめ段階にあるが、そのような中の 20 年 4 月 22 日、米国産輸入牛肉の中に、完全除去が必要な特定危険部位の一つであるせき柱の混入が判明した。

政府は、米国政府による詳細な調査結果の報告を受けるまで、当面、問題を起こした当該施設からの輸入手続の保留を継続すること、また、輸入業者等に対し、貨物の倉庫搬入時及び国内流通段階における検品の徹底を指導すること、また、現在問題発生のない施設から輸入される米国産牛肉については、当面、抽出率を上げて検査を行う措置をとった。

委員会の決議は、輸入条件に違反する事例が相次いでいた上、今回は特定危険部位の混入という米国産輸入牛肉の安全性を根本から揺るがすものであったことから、政府に対し、消費者の信頼回復を図るために必要な措置をとることを求めたものであった。

（ 2 ）主な論点

委員会では、平成 18 年 1 月に特定危険部位の混入が判明したときは、政府は直ちに米国からの輸入を全面停止したが、今回は問題の牛肉を輸出した施設からの輸入のみを停止しただけであったため、その理由が質された。

農林水産大臣からは、「今回の事例は日本向けでないものが誤って積載された個別事例であり、他方、全面輸入停止措置を講じた 18 年 1 月の事案は、システムとして米国農務省により日本向け輸出条件に適しているとの証明書がなされた製品から発生したもので、性質が異なっていること、また、他の施設からは 18 年 7 月の輸入手続再開以降、これまで類似の問題事例は発生していないことなどから、まずは、当該施設からの輸入手続を保留した」¹⁶との答弁がなされた。そして、市場流通前に発見されたことは、現在の安全確認のためのシステムは想定どおり機能しているため、現在以上の措置をとるかどうかは、米国から提出される調査結果を踏まえて対処したいとの考えが示された。

6 . 調査捕鯨妨害活動に関する決議

（ 1 ）決議の背景

I W C（国際捕鯨委員会）は、鯨類のデータ不足により捕獲頭数の算定ができないということ为背景に、昭和 57 年度に商業捕鯨の一時停止（モラトリアム）決議を採択した。日本は、61 年度をもって商業捕鯨を終了したが、鯨類資源の適切な保存管理を行うため、62 年度から南極海、北西大平洋及び日本沿岸において、鯨類の生息数や生態系の調査を目的とする調査捕鯨を実施している。

南極海鯨類捕獲調査事業への妨害活動に対する非難及び調査事業の継続実施等に関する決議（要旨）
（衆議院農林水産委員会 20.4.2 参議院農林水産委員会 20.4.8）

海上保安庁の警備体制の充実等捕鯨調査に対する妨害対策を強化するとともに、今回のようなテロ行為、犯罪行為に対しては我が国国内法に照らし厳正に処置すること。

妨害活動の再発防止のため、今回の行為について、豪州、オランダ及び米国をはじめ関係国政府に対し、それぞれの法規に基づき厳正に処置することを強く要請すること。

南極海鯨類捕獲調査事業を今後とも継続実施することとし、円滑な実施のために国内外に対する的確な情報提供、必要な財政措置等、その環境を整備すること。

調査捕鯨は国際捕鯨取締条約第8条に基づき加盟国の権利として認められるもので、加盟国政府は、科学調査目的のために自国民に対し特別許可証を発給して、捕獲調査を許可する。日本では財団法人日本鯨類研究所に発給され、調査捕鯨が実施されている。

この調査捕鯨に対し、環境保護団体による妨害活動が相次いで発生している。最近では、米国環境保護団体「シー・シェパード」により、平成19年2月に、南極海において、調査母船「日新丸」に酪酸入り瓶を投てきする事件（船員2名が負傷）、20年1月に、目視採集船「第二勇新丸」に酪酸入り瓶の投てき等の行為の後、同団体の活動家2名が船に侵入する事件、さらに、3月に、調査母船「日新丸」に酪酸入りの瓶を投てきする事件（船員及び海上保安官3名が負傷）が起きた。

衆参両院の農林水産委員会は、繰り返される妨害活動に対し、委員会としての見解を世界に明示する必要があるとして、20年4月に、調査捕鯨の正当性を示すとともに、調査捕鯨に対する妨害行為を強く非難し、政府に対し、事件の早期解決と再発防止に、き然たる態度で臨むことを求める決議を採択した。

（2）主な論点

政府は、シー・シェパードによる我が国調査捕鯨への妨害行為について、「テロ行為、犯罪行為であり、厳しく糾弾されるべきである」¹⁷との認識を持っており、その犯罪行為に対して、適切な国内捜査を行い、また、国際法上は、船舶の旗国であるオランダあるいは船舶の寄港国である豪州に対し適切な措置をとるよう要請しているということであった。

委員会では、妨害活動に対しなぜ告発に至らないのかについて質された。これに対して、政府から、「具体的にだれがやったのかというのが必ずしもはっきりしないため、捜査当局の結果を待って、今後検討する必要がある」¹⁸、また、第二勇新丸に侵入した活動家を直ちに釈放したことについて、「暴力行為に及ばなかったこと、抗議文の手交が目的であったこと、さらに、船舶内にとどめることにより更なる妨害活動が行われる可能性を考慮した」¹⁹との答弁がそれぞれあった。

7. 終わりに

本稿では、委員会が行った単独決議を中心に第169回国会の論議を紹介した。

法案に関しては、農業者戸別所得補償法案のほかに、内閣提出法律案として6法案（いずれも可決成立）、議員提出法律案（衆法）として食の安全・安心関連3法案（衆議院で継

続審議)の審議を行った²⁰。

今後の農林水産委員会では、この食の安全・安心関連3法案の審議とともに、農政改革の残された課題である農地政策や大詰めを迎えているWTO農業交渉の行方と国内農業の関係などが議論の中心になると思われる。

- ¹ 水田・畑作経営所得安定対策の根拠法は、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法第88号)」である。当初の名称は「品目横断的経営安定対策」であったが、「品目横断」という言葉が、対策の対象に野菜、果樹、畜産なども含むとの誤解を生んだことから、平成19年12月21日の「農政改革三対策の着実な推進について」(農林水産省農政改革三対策緊急検討本部)において現行の名称に変更された。
- ² 水田・畑作経営所得安定対策と農業者戸別所得補償制度との比較及び主要な論点については、山下慶洋「農業者戸別所得補償法案」『立法と調査』No.278号(平20.2)を参照。
- ³ 第168回国会参議院農林水産委員会会議録第6号39~40頁(平19.11.8)、第169回国会衆議院農林水産委員会会議録第11号21~22頁(平20.5.8)
- ⁴ 農林水産省『食料をめぐる国際情勢とその将来に関する分析 国際食料問題研究会報告書』(平成19年11月)1~10頁
- ⁵ 第169回国会参議院農林水産委員会会議録第12号6~7頁(平20.5.22)、同14号3頁(平20.6.10)
- ⁶ 食料サミットにおける「世界の食料安全保障に関するハイレベル会合宣言:気候変動とバイオエネルギーがもたらす課題」では、「すべての関係機関及び協力国は、農業者、特に小規模生産者が生産を増大させ、地域内及び国際市場を構成できるよう、要請のあった国を支援するよう政策の措置を見直して実施できるよう備えるべきである。」と述べ、また、北海道洞爺湖サミットにおける「世界の食料安全保障に関するG8首脳声明」では、「我々は、食料安全保障及び貧困の問題に取り組むため、幅広い中長期的な措置の必要性、特に、世界の食料生産を促進し、農業への投資を増加させることの重要性を完全に認識する。」と述べるなど、食料増産に向けた具体的な支援の方法が議論された。
- ⁷ 第169回国会参議院農林水産委員会会議録第3号20頁(平20.3.25)
- ⁸ 第169回国会参議院農林水産委員会会議録第11号19~20頁(平20.5.20)
- ⁹ 経済産業省『通商白書2008』(平20.7.15)19頁
- ¹⁰ 第169回国会参議院農林水産委員会会議録第10号7頁(平20.5.13)。なお、政府は、平成20年6月26日に「原油等価格高騰対策」(緊急関係閣僚会議)を公表し、漁業分野においても既存の基金事業について、漁業者が取り組みやすいものにするため、支援形態を見直すことなどが盛り込まれた。また、20年7月15日に、漁業者及び漁業者団体は、すべての漁業者が参加する「全国一斉休漁」を実施し、漁業存続のための有効な緊急対策を講ずる必要性を国民に訴える行動をとった。
- ¹¹ 畜産物価格は年度を通じて維持されるものであるが、飼料価格の継続的な高騰を受け、政府は、平成20年6月に異例の期中改定を行った。この改定に併せ、総額738億円の追加緊急対策が措置された。
- ¹² 第169回国会参議院農林水産委員会会議録第1号6頁(平20.2.20)
- ¹³ 第169回国会参議院農林水産委員会会議録第1号8頁(平20.2.20)
- ¹⁴ 第169回国会参議院農林水産委員会会議録第1号2頁(平20.2.20)
- ¹⁵ 第169回国会参議院決算委員会会議録第6号29~30頁(平20.5.12)
- ¹⁶ 第169回国会参議院農林水産委員会会議録第8号2頁(平20.4.24)
- ¹⁷ 第169回国会衆議院農林水産委員会会議録第7号12頁(平20.4.2)
- ¹⁸ 第169回国会衆議院農林水産委員会会議録第7号12頁(平20.4.2)
- ¹⁹ 第169回国会衆議院農林水産委員会会議録第7号13頁(平20.4.2)
- ²⁰ 閣法として、廃止法案2本(独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律案、生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律案)、法律の有効期限を延長する法律案2本(水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案)及び新規法律案(森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案)の計6本。議員提出法律案として、民主党が平成20年4月17日に衆議院に食の安全・安心関連3法案(食品情報管理伝達システムの導入の促進に関する法律案、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等)の一部を改正する法律案及び食品の安全性の確保を図るための農林水産省設置法等の一部を改正する法律案)を提出、5月15日に衆議院農林水産委員会で趣旨説明を聴取した後、継続審議。